

令和3年9月28日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故  
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 8件  
(うち電動アシスト自転車1件、食器洗い乾燥機1件、  
タブレット端末1件、布団1件、自転車1件、  
携帯電話機(スマートフォン)1件、電気掃除機1件、延長コード1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

**【本発表資料の問合せ先】**

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：加藤、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100468	令和3年5月18日	令和3年9月22日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、壁にぶつかり、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年9月10日
A202100469	令和3年9月7日	令和3年9月22日	食器洗い乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和3年9月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100470	令和3年9月11日	令和3年9月22日	タブレット端末	火災	当該製品を充電中、当該製品のACアダプター及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	栃木県	令和3年9月24日に公表した延長コードに関する事故(A202100460)と同一
A202100471	令和3年 ※不明	令和3年9月24日	布団	重傷1名	当該製品を使用したところ、皮膚障害を発症した。当該製品との因果関係を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202100472	令和3年9月2日	令和3年9月24日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、チェーンが破断し、転倒、右肩を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202100473	令和3年8月25日	令和3年9月24日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	店舗で当該製品のバッテリーを交換中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の修理状況を含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年9月17日
A202100474	令和3年7月7日	令和3年9月24日	電気掃除機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年9月13日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100475	令和3年7月16日	令和3年9月24日	延長コード	火災	当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	三重県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年8月26日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし